平成２９年（フ）第４７８号
神奈川県厚木市岡田１丁目４番30号　レジデンス伊藤Ｉ－３Ｃ
破産者　髙橋　友希
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２８９号
静岡県駿東郡清水町柿田887番地の７　シャーメゾン柿田川201号、開始決定時の住所静岡県駿東郡清水町八幡57番地
破産者　杉浦　悌秀
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2669番地の58
破産者　和久田春男
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2669番地の58
破産者　和久田公子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５０１号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目30番５号　ローレルハイツ302号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目119番地の７　スタリオンミソノ203号
破産者　小寺　敏恵
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目17番18―102号、前住所兵庫県西宮市青木町４番25―302号
破産者　馬場　　覚
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９６号
山口県下関市清末鞍馬４丁目４番33号、前住所山口県下関市小月杉迫３丁目12番17号
破産者　髙橋　洋子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田1930番地２　県営小長田団地１棟202号
破産者　濱﨑　裕子（旧姓横山・太田）
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
北九州市門司区東新町１－４－６シャトレ東新町403号、住民票上の住所福岡県豊前市大字八屋1677番地２
破産者　森岡　賢治
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
熊本市東区桜木４丁目17番28号レーベンカーサＡ棟201号室、前住所熊本県天草郡苓北町上津深江209番地１
破産者　横山　智子（旧姓犬童）
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第３４号
大分県中津市大字角木501番地２
破産者　岡村由紀子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０号
大分県中津市大字鍋島1534番地３
破産者　池田　千代
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４号
大分県宇佐市院内町小稲545番地の１
破産者　森本　栄治
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１６号
鹿児島県鹿児島市吉野町5361番地１
破産者　沼里　賢一
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２０６５号
札幌市清田区平岡７条１丁目13番24号
破産者　北匠フーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０８号
札幌市白石区菊水元町１条４丁目１番地
破産者　伸和樹脂工業株式会社
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５２号
宮城県石巻市釜谷字川前14番地
破産者　有限会社熱海組
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１６７７号
東京都千代田区外神田６丁目14番３号　神田ＫＳビル、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座２丁目２番20号
破産者　株式会社太洋社
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部